

広島市告示第 151 号
令和 8 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、広島市湯来農村環境改善センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び事業所の所在地
 - (1) 名称
広島市湯来農村環境改善センター運営協議会
 - (2) 代表者の氏名
会長 久保 忠
 - (3) 事業所の所在地
広島市佐伯区湯来町大字麦谷 2 5 0 1 番地

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 2 月 2 5 日

- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日